

神戸女学院大学における公的研究費の取り扱い及び不正防止に関する規程

2009年6月24日

理事会制定

(目的)

第1条 この規程は、神戸女学院大学（以下「大学」という。）における公的研究費の適正な取り扱い及び不正防止に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において「公的研究費」とは、文部科学省又は独立行政法人等から交付される競争的資金を中心とした公募型の研究資金をいう。

(責任と権限)

第3条 「最高管理責任者」は、公的研究費の管理・運営について大学全体を統括する最終責任を負う者であり、学長がこの任に当たる。

2. 「統括管理責任者」は、公的研究費の管理・運営について最高管理責任者を補佐し大学全体を統括する実質的な責任と権限を有する者であり、大学事務長がこの任に当たる。

3. 「研究管理責任者」は、公的研究費の管理・運営について担当部局を統括する責任と権限を有する者であり、研究所長がこの任に当たる。

4. 「経費管理責任者」は、公的研究費の管理・運営について出納・保管を統括する責任と権限を有する者であり、経理部長がこの任に当たる。

5. 「部局責任者」は、各部局における公的研究費の管理・運営について実質的な責任と権限を有する者であり、学部事務長がこの任に当たる。

(相談窓口等)

第4条 公的研究費の規程及び事務処理手続き等に関する学内外からの相談窓口は大学研究所とする。

2. 大学研究所は、研究者の研究遂行を適切に支援するため必要に応じて学内関係部局との調整を図り、適切かつ迅速な対応を行なう。

3. 大学研究所は、公的研究費の使用に係る申請及び報告等の事務を統括する。

4. 学部事務室は、研究者の直接的な窓口として公的研究費の使用に係る事務を担当する。

5. 経理課は、公的研究費の使用に係る出納及び保管等を担当する。

(適正な管理・運営)

第5条 公的研究費の使用に係る事務処理手続きは、「経理規程」、「経理規程施行細則」、「調達規程」、「国内・海外出張旅費規程」及び「文部科学省機関使用ルール」等によるものとする。

2. 公的研究費に係る事務処理手続きの関連諸規程は、必要に応じて適宜見直しを行い、明確かつ統一的な運用をはかるものとする。

3. 公的研究費の執行にあたっては、毎年度、研究管理責任者から研究者及び関係部局に必要事項を周知する。

(不正防止計画の推進)

第6条 最高管理責任者は、公的研究費不正防止計画推進委員会（以下、「委員会」という。）を設置し、公的研究費の不正使用に対する防止計画を推進する。

(委員会)

第7条 委員会は、統括管理責任者、研究管理責任者及び経費管理責任者をもって構成し、不正防止計画の立案、推進を行い、必要な措置を講じるものとする。

2. 委員会が必要と認めた場合は、委員以外の関係者を出席させることができる。

(通報窓口)

第8条 公的研究費の使用に関する不正の通報窓口は、内部監査室とする。

2. 前項により告発があった場合は、内部監査室長は統括管理責任者に報告するものとする。

(調査等)

第9条 統括管理責任者は、通報に係る報告を受けたときは、最高管理責任者に報告するとともに、委員会を招集し当該通報に関する事実関係の調査等必要な措置を行うものとする。

2. 委員会は、調査の結果を最高管理責任者に報告し、不正行為が明らかになったときは、当該不正行為の是正措置及び再発防止のために必要な措置を講ずる。

(処分等)

第10条 調査の結果、法令違反等の不正行為が明らかになった場合には、学校法人神戸女学院理事会（以下「理事会」という。）は、不正行為に関与した教職員に対し就業規則等に従い懲戒処分等を行うことができる。

2. 不正な取引に関与した業者については、「調達規程」による取引停止等の処分を行なうものとする。

(秘密保持)

第11条 通報窓口及び調査等（通報）に関わる者は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(通報者の保護)

第12条 大学は、通報を行なった者に対しては、通報をしたことを理由として不利益な取り扱いをしてはならない。ただし、悪意をもって虚偽の通報を行なった者については、理事会は懲戒処分等を行うことができる。

(内部監査)

第13条 公的研究費の適正な運営・管理のために、内部監査室は「学校法人神戸女学院内部監査規程」及び「学校法人神戸女学院内部監査実施要綱」に基づき、内部監査を実施する。

(その他)

第14条 この規程に定めるもののほか、公的研究費の取り扱い及び不正防止に関し必要な事項は別に定める。

(規程の改廃)

第15条 この規程の改廃は、部長会の議を経て理事会が行う。

附 則

この規程は、2009年6月24日から施行する。